

# 諫早開門しないなら国に制裁金

よみがえれ！有明海・国会通信



よみがえれ！  
有明訴訟弁護団  
(後藤富和)発行  
092-512-1636  
090-9602-0700

## 佐賀地裁決定

【佐賀新聞・4月11日】確定判決が命じた期限を過ぎても国営諫早湾干拓事業の開門調査をしていないとして、勝訴した漁業者49人が国に1日計1億円の制裁金を支払うよう求めた「間接強制」の決定で、佐賀地裁は11日、2カ月以内に開門しない場合、漁業者1人当たり1日1万円(計49万円)を支払うよう認めた。判決に従わない国が強制執行によって開門の履行を迫られる異例の事態となった。

決定理由で波多江真史裁判長は、地元の反対で対策工事ができないとする国の主張について、「地元の同意を得られるよう交渉し、(反対されている)対策工事の代替案を検討して可能な限りの措置を講じるべきで、その余地がないとは言えない」と批判。長崎県に委託している排水門の管理についても「国自身での管理を検討すべき」と指摘した。

国側は「昨年11月に長崎地裁が開門を差し止めた仮処分決定により、相反する義務を負った」と主張したが、波多江裁判長は「仮処分決定に対しては保全異議の申し立てなど法律上の措置が可能」とし、まだ確定していない仮処分決定が、確定判決に基づく間接強制を妨げる理由にはならないと認定した。

その上で、国が確定判決後の新たな事情として挙げた開門できない理由のいずれについても、「国の意思で排除できない障害とは言い難い」と断じた。

開門の猶予期間を2カ月とした理由について、決定は、開門期限まで40日ほどに迫っていた昨年11月7日の農林水産省幹部の「対策工事をすれば開門は可能」とした発言を引き合いに算出した。制裁金については明確な算定根拠は示さず、「漁業者らは(確定判決後から)開門の不履行によって生活基盤の漁業行使権の侵害を受けている」とし、1人当たり1日1万円を認めた。

国は同日、決定を不服として福岡高裁に執行抗告を申し立てた。最高裁まで争う可能性もあるが、その間も2カ月後からの制裁金の支払いは止まらないため、国は同時に間接強制を一時停止する「執行停止」の手続きも取った。

これとは別に、佐賀地裁では国が漁業者側に間接強制を許さないよう求める「請求異議訴訟」を係争中。開門反対派の営業者側も開門差し止め仮処分の決定に国が従わなかった場合、2500億円の制裁金を求める間接強制を長崎地裁に申し立てている。

■漁業者側弁護団の馬奈木昭雄団長の話 制裁金の額にこだわりはない。全面的にこちらの主張を認め、国の言い分を断罪したことが重要だ。国の抗告には厳しく抗議する。

■林芳正農相の話 今回の決定で大変難しい状況が一層難しくなった。司法上は抗告したが、粘り強く漁業者と意見交換しながら合意を見いだせるよう努力を続けていく。